

安城市犯罪被害者等見舞金

～犯罪被害に遭われた方やご遺族の方を支援します～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族または重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

① 対象となる犯罪

令和8年4月1日以降に発生した、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪

(例)殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、危険運転致死等の故意による犯罪(過失による犯罪は対象外)

② 対象となる方

犯罪被害の原因となる犯罪行為があったときに、安城市内に住所を有していた犯罪被害者のご遺族の方

※事実婚関係、パートナーシップ、ファミリーシップ及び他の地方公共団体における同様の制度に基づく関係の方を含む

③ 見舞金の種類・給付額・給付対象者

◆遺族見舞金◆(給付額30万円)

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族の方

◆重傷病見舞金◆(給付額10万円)

犯罪行為により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者の方

◆精神療養見舞金◆(給付額2万5千円)

特定の犯罪行為(※)により精神疾患(療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者の方

(※)殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(いずれも未遂を含む)

④ 申請に必要な書類

- ◆安城市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書
- ◆安城市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書
- ◆安城市犯罪被害者等見舞金(重傷病・精神療養見舞金)給付申請書
- ◆安城市犯罪被害者等見舞金給付請求書
- ◆添付書類(住民票の写し、死体検案書または診断書、犯罪被害を受けた事実を証明できる書類等)

申請様式及び必要な添付書類について、詳しくは相談窓口へお問い合わせください。

<見舞金が給付されない場合>

- ・犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実婚関係、パートナーシップ、ファミリーシップ及び他の地方公共団体における同様の制度に基づく関係にあった者を含む。)があった場合
(被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。)
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合

など

⑤ 申請期限

当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、または犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

対象となる可能性がある方は、まずはお電話でお問い合わせください。

相談窓口・問合せ先

犯罪被害者等支援総合的対応窓口
安城市役所市民安全課市民安全係 ☎0566-71-2219